

令和5年第1回安城市議会定例会

# 議案書

(令和5年3月1日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 1 号 議 案	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 2 号 議 案	安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 3 号 議 案	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 4 号 議 案	安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
第 5 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 6 号 議 案	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 7 号 議 案	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 8 号 議 案	安城市後期高齢者福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 9 号 議 案	安城市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 1 0 号 議 案	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 1 1 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 1 2 号 議 案	安城市出産手当支給条例を廃止する条例の制定について	2 7
第 1 3 号 議 案	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	2 9

第 1 4 号 議 案	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
第 1 5 号 議 案	安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
第 1 6 号 議 案	安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
第 1 7 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3 7
第 1 8 号 議 案	令和 4 年度安城市一般会計補正予算（第 9 号）について	別冊
第 1 9 号 議 案	令和 4 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 0 号 議 案	令和 4 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 2 1 号 議 案	令和 4 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 2 号 議 案	令和 4 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 3 号 議 案	令和 4 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 4 号 議 案	令和 4 年度安城市水道事業会計補正予算（第 4 号）について	別冊
第 2 5 号 議 案	令和 4 年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 6 号 議 案	令和 5 年度安城市一般会計予算について	別冊
第 2 7 号 議 案	令和 5 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について	別冊

第 2 8 号 議 案	令和 5 年度安城市土地取得特別会計予算について	別冊
第 2 9 号 議 案	令和 5 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について	別冊
第 3 0 号 議 案	令和 5 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算について	別冊
第 3 1 号 議 案	令和 5 年度安城市介護保険事業特別会計予算について	別冊
第 3 2 号 議 案	令和 5 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について	別冊
第 3 3 号 議 案	令和 5 年度安城市水道事業会計予算について	別冊
第 3 4 号 議 案	令和 5 年度安城市下水道事業会計予算について	別冊
第 3 5 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	4 7
第 3 6 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	4 9
報 告 第 1 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	5 3
報 告 第 2 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	5 5

## 第1号議案

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例

安城市事務分掌条例（昭和42年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

（6）産業部

第1条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）環境部

第2条第6項中「産業環境部」を「産業部」に改め、同項第3号中「商工、観光」を「商業、工業」に改め、同項第4号中「環境保全」を「観光」に改め、同項第5号中「廃棄物処理及び清掃」を「企業立地」に改め、同項第6号を削り、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 環境部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- （1）環境政策に関すること。
- （2）地球温暖化対策に関すること。
- （3）環境衛生及び環境保全に関すること。
- （4）廃棄物処理及び清掃に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安城市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等

の手續に関する条例の一部改正)

2 安城市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手續に関する条例（平成11年安城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第4項第1号中「産業環境部」を「環境部」に改める。

－提案理由－

この案を提出したのは、産業及び環境に係る施策の一層の推進を図る上で必要があるため。

## 第2号議案

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

安城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年安城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問 評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務を変更する上で必要があるため。



### 第3号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「61人」を「63人」に、「886人」を「910人」に改め、  
同条第3号中「94人」を「100人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市職員定員適正化計画の変更に伴い、必要があるため。



## 第4号議案

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 安城市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の地方公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

(安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和28年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、教育委員会又は教育委員会の定める上級の公務員の前で」を削り、「に署名して」を「を教育委員会に提出して」に改める。

(安城市消防団条例の一部改正)

第3条 安城市消防団条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「の宣誓書に署名しなければ」を「による宣誓書を任命権者に提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、国家公務員及び愛知県職員のサービスの宣誓に関する手続の改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓に関する手続を簡素化する上で必要があるため。

## 第5号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

### －提案理由－

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法及び学校教育法並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

## 第6号議案

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全

計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条本文」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児（同条例第3条第1項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に改正後の第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下

「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

－提案理由－

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。



## 第7号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

## 第8号議案

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例（平成28年安城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「措置」を「入院措置」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第9号議案

安城市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

安城市精神障害者医療費助成条例（昭和54年安城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第10号議案

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に、「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を改定する上で必要があるため。



## 第11号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.88」を「100分の5.25」に改める。

第5条中「20,800円」を「22,700円」に改める。

第6条第1号中「13,700円」を「14,600円」に改め、同条第2号中「6,850円」を「7,300円」に改め、同条第3号中「10,275円」を「10,950円」に改める。

第7条中「100分の2.35」を「100分の2.71」に改める。

第9条中「9,700円」を「11,300円」に改める。

第10条第1号中「6,400円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「5,475円」に改める。

第11条中「100分の2.38」を「100分の2.24」に改める。

第12条中「12,100円」を「11,600円」に改める。

第13条中「6,000円」を「5,700円」に改める。

第27条第1項第1号ア中「14,560円」を「15,890円」に改め、同号イ（ア）中「9,590円」を「10,220円」に改め、同号イ（イ）中「4,795円」を「5,110円」に改め、同号イ（ウ）中「7,193円」を「7,665円」に改め、同号ウ中「6,790円」を「7,910円」に改め、同号エ（ア）中「4,480円」を「5,110円」に改め、同号エ（イ）中「2,2

40円」を「2,555円」に改め、同号エ（ウ）中「3,360円」を「3,833円」に改め、同号オ中「8,470円」を「8,120円」に改め、同号カ中「4,200円」を「3,990円」に改め、同項第2号ア中「10,400円」を「11,350円」に改め、同号イ（ア）中「6,850円」を「7,300円」に改め、同号イ（イ）中「3,425円」を「3,650円」に改め、同号イ（ウ）中「5,138円」を「5,475円」に改め、同号ウ中「4,850円」を「5,650円」に改め、同号エ（ア）中「3,200円」を「3,650円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「1,825円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「2,738円」に改め、同号オ中「6,050円」を「5,800円」に改め、同号カ中「3,000円」を「2,850円」に改め、同項第3号ア中「4,160円」を「4,540円」に改め、同号イ（ア）中「2,740円」を「2,920円」に改め、同号イ（イ）中「1,370円」を「1,460円」に改め、同号イ（ウ）中「2,055円」を「2,190円」に改め、同号ウ中「1,940円」を「2,260円」に改め、同号エ（ア）中「1,280円」を「1,460円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「730円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,420円」を「2,320円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,140円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,120円」を「3,405円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,675円」に改め、同号ウ中「8,320円」を「9,080円」に改め、同号エ中「10,400円」を「11,350円」に改め、同項第2号ア中「1,455円」を「1,695円」に改め、同号イ中「2,425円」を「2,825円」に改め、同号ウ中「3,880円」を「4,520円」に改め、同号エ中「4,850円」を「5,650円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定をする上で必要があるため。



## 第12号議案

安城市出産手当支給条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市出産手当支給条例を廃止する条例

安城市出産手当支給条例（昭和50年条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産（安城市出産手当支給条例第2条第1項に規定する出産をいう。）に係る出産手当については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、出産育児一時金の支給額の改定を踏まえ、出産手当を廃止する上で必要があるため。



## 第13号議案

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(安城市立サルビア学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 安城市立サルビア学園の設置及び管理に関する条例(昭和50年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和62年安城市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年安城市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 安城市虹の家の設置及び管理に関する条例(平成5年安城市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(安城市障害者総合支援条例の一部改正)

第5条 安城市障害者総合支援条例（平成18年安城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（安城市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第6条 安城市子ども・子育て会議条例（平成25年安城市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和3年安城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附則第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附則第4条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法、子ども・子育て支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、必要があるため。

## 第14号議案

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（」を削り、「利用者証明用電子証明書をいう。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「に暗証番号その他必要な事項を入力すること」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第15号議案

### 安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

### 安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年安城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（防犯カメラの適正な運用等）」に改め、同条第2号中「情報を」の次に「みだりに」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同条第8号中「第7条第1項の」を「次条第1項の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 設置者等は、防犯カメラの管理及び運用の業務を外部に委託する場合は、受託者に前項各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

第5条を第6条とする。

第4条中「防犯カメラの設置に際して」を「公共の場所に向けて防犯カメラを設置するに当たって」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を削り、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「の届出」を削り、同条中「者で」を「もので」に、「定め、市長に届け出なければ」を「定めなければ」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 市長は、市の防犯カメラに係る設置運用要領を取りまとめるものとする。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる設置者は、同項の規定により設置運用要

領を定めたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。  
設置運用要領を変更しようとするときも、同様とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(基本原則)

第3条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がみだりにその容貌及び姿態を撮影されない自由を有することを踏まえ、防犯カメラの設置及び運用に当たって、市民等の権利利益を不当に侵害することのないよう十分に配慮しなければならない。

第8条第2項中「第3条」を「第4条」に改め、同条第3項中「者」を「もの」に改める。

第9条の見出しを「(防犯カメラの設置の状況等の公表)」に改め、同条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同条第1号中「第3条」を「第4条第2項の規定による取りまとめ及び同条第3項」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「の者」を「のもの」に改め、同条中「の者」を「のもの」に、「、及び」を「、又は」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「、及び運用する者」を「、又は運用するもの」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附則を次のように改める。

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、個人情報保護に関する法律の改正等に伴い、必要があるため。

第16号議案

安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成2年安城市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「は、」を「は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の  
2及び」に、「。以下「法」という。）第18条及び第22条」を「）第25条」  
に改める。

第4条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第14条の表の3の項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第22条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、博物館法の改正等に伴い、必要があるため。



## 第17号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第4建築基準法第86条第1項に規定する総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料の項中「総合的設計による一団地の」を「一団地内において建築等をする」に改め、同表建築基準法第86条第2項に規定する既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請手数料の項中「既存建築物を除く。）の数が1」を「建築基準法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1」に、「（既存建築物を除く。）の数が2」を「の数が2」に、「（既存建築物を除く。）の数に」を「の数に」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項に規定する公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料の項中「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く。）の数が1」を「新築又は建築基準法第86条の2第1項に規定する増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1」に、「（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2」を「の数が2」に、「（一敷地内認定建築物を除く。）の数に」を「の数に」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中

「		
「	ア 1戸建て住宅	37,100円
「	イ 建築物全体又は複合	」

建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が		を
(ア) 1のもの	37,100円	
(イ) 2以上5以下のもの	74,900円	
(ウ) 6以上のもの	105,400円	

「

ア 1戸建て住宅で		
(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるもの	19,100円	
(イ) (ア)以外のもの	37,100円	
イ 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で		
(ア) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定め		に、「建築物エネルギー消費

る基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	
a 1のもの	19,100円
b 2以上5以下のもの	35,900円
c 6以上のもの	51,900円
(イ) (ア) 以外のものの1棟の総戸数が	
a 1のもの	37,100円
b 2以上5以下のもの	74,900円
c 6以上のもの	105,400円

性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）を「建築物省エネ法基準省令」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中

ア 1戸建て住宅	19,200円	を
----------	---------	---

ア 1戸建て住宅で (ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	10,100円	に、
(イ) (ア) 以外のもの	19,200円	

ウ 建築物全体、建築物	
-------------	--

全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が			
(ア) 1のもの	19,200円		
(イ) 2以上5以下のもの	38,500円		
(ウ) 6以上のもの	54,500円		

を

「

ウ 建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で			
(ア) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が			
a 1のもの	10,100円		
b 2以上5以下のもの	19,000円		
c 6以上のもの	27,700円		
(イ) (ア)以外のものの1棟の総戸数が			
a 1のもの	19,200円		
b 2以上5以下のもの	38,500円		

に改め、同表建築物省エネ法

c 6以上のもの	54,500円
----------	---------

」

第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の  
項中

「

ア 1戸建て住宅	37,100円
イ 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものについて申請するときの共同住宅等で、1棟の総戸数が	
(ア) 1のもの	37,100円
(イ) 2以上5以下のもの	74,900円
(ウ) 6以上10以下のもの	105,400円
(エ) 11以上25以下のもの	148,300円
(オ) 26以上50以下のもの	213,000円
(カ) 51以上100以下のもの	305,200円
(キ) 101以上200以下のもの	413,500円
(ク) 201以上300以下のもの	542,100円
(ケ) 301以上のもの	636,500円

を

」

「

ア 1戸建て住宅で	
(ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2	19,100円

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	37,100円	
イ 建築物全体又は複合 建築物の住宅部分に係 るものについて申請す るときの共同住宅等で （ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第1 0条第2号イ（2） 及びロ（2）に定め る基準に係るもので あるものの1棟の総 戸数が		
a 1のもの	19,100円	
b 2以上5以下の もの	35,900円	
c 6以上10以下 のもの	51,900円	
d 11以上25以 下のもの	74,600円	
e 26以上50以 下のもの	112,600円	
f 51以上100 以下のもの	170,300円	に改め、同表建築物省エネ法
g 101以上20 0以下のもの	242,600円	
h 201以上30 0以下のもの	313,400円	
i 301以上のも の	356,500円	

(イ) (ア) 以外のもの	
の1棟の総戸数が	
a 1のもの	37,100円
b 2以上5以下のもの	74,900円
c 6以上10以下のもの	105,400円
d 11以上25以下のもの	148,300円
e 26以上50以下のもの	213,000円
f 51以上100以下のもの	305,200円
g 101以上200以下のもの	413,500円
h 201以上300以下のもの	542,100円
i 301以上のもの	636,500円

」

第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中

「

ア 1戸建て住宅	19,200円	を
----------	---------	---

」

「

ア 1戸建て住宅で (ア) 建築物省エネ法基 準省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2) に定める基準に 係るものであるもの	10,100円	に、
---	---------	----

(イ) (ア) 以外のもの	19,200円
---------------	---------

「

ウ 建築物全体、建築物 全体及び住戸又は複合 建築物の住宅部分に係 るものについて申請す るときの共同住宅等で 、1棟の総戸数が	
(ア) 1のもの	19,200円
(イ) 2以上5以下のもの	38,500円
(ウ) 6以上10以下のもの	54,500円
(エ) 11以上25以下のもの	77,100円
(オ) 26以上50以下のもの	111,400円
(カ) 51以上100以下のもの	161,300円
(キ) 101以上200以下のもの	220,600円
(ク) 201以上300以下のもの	288,500円
(ケ) 301以上のもの	336,900円

を

「

ウ 建築物全体、建築物 全体及び住戸又は複合 建築物の住宅部分に係 るものについて申請す るときの共同住宅等で	
---	--

(ア) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	
a 1のもの	10,100円
b 2以上5以下のもの	19,000円
c 6以上10以下のもの	27,700円
d 11以上25以下のもの	40,200円
e 26以上50以下のもの	61,300円
f 51以上100以下のもの	93,900円
g 101以上200以下のもの	135,200円
h 201以上300以下のもの	174,200円
i 301以上のもの	197,000円
(イ) (ア)以外のものの1棟の総戸数が	
a 1のもの	19,200円
b 2以上5以下のもの	38,500円
c 6以上10以下のもの	54,500円
d 11以上25以	77,100円

に改め、同表建築物省エネ法

	下のもの	
e	26以上50以	111,400円
	下のもの	
f	51以上100	161,300円
	以下のもの	
g	101以上20	220,600円
	0以下のもの	
h	201以上30	288,500円
	0以下のもの	
i	301以上のも	336,900円
	の	

」

第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」及び「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4建築基準法第86条第1項に規定する総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料の項から建築基準法第86条の2第1項に規定する公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料の項までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、建築基準法並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、必要があるため。

第35号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0233	高棚福釜1号線	高棚町芦池1番1地先	福釜町横山21番地先	
1022	里北歌口1号線	里町北歌口125番6地先	里町北歌口120番2地先	
1024	里北歌口3号線	里町北歌口133番地先	里町北歌口120番2地先	
3171	芦池新池2号線	高棚町芦池51番3地先	高棚町新池13番地先	
3172	高棚芦池8号線	高棚町芦池89番地先	高棚町芦池114番地先	
3174	高棚新池1号線	高棚町新池173番地先	高棚町新池87番1地先	
3176	高棚新池3号線	高棚町新池100番地先	高棚町新池72番1地先	
3178	高棚新池5号線	高棚町新池1番地先	高棚町新池24番地先	
3180	新池郷線	高棚町新池62番1地先	高棚町郷54番1地先	
3182	石亀井池2号線	高棚町石亀93番1地先	高棚町井池55番1地先	
3198	井池中島1号線	高棚町井池43番1地先	高棚町中島6番4地先	
4154	榎前松原1号線	榎前町松原1番1地先	榎前町松原21番1地先	
4165	榎前井杭山5号線	榎前町井杭山93番1地先	榎前町井杭山173番4地先	
4209	北尾庄司作線	和泉町北梶43番3地先	和泉町庄司作1番5地先	
4305	和泉北大木1号線	和泉町北大木7番1地先	和泉町北大木4番15地先	
4306	城ヶ入広見3号線	城ヶ入町広見133番1地先	城ヶ入町広見133番21地先	

4524	城ヶ入団戸2号線	城ヶ入町団戸163番地先	城ヶ入町団戸153番地先	
4526	北立出立出線	城ヶ入町北立出25番2地先	城ヶ入町立出55番2地先	
5122	末広町5号線	末広町12番地先	末広町2番2地先	
5123	末広町6号線	末広町2番地先	末広町3番2地先	
5124	末広町1号線	末広町23番191地先	末広町12番地先	
5144	末広町3号線	末広町23番192地先	末広町11番地先	
5976	桜井区画1号線	桜井町伝左53番1地先	桜井町伝左30番5地先	
5977	桜井区画2号線	桜井町伝左30番1地先	姫小川町遠見塚131番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、道路管理者の変更等に伴い、現市道を廃止する必要があるため。

第36号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0233	高棚福釜1号線	高棚町新池64番4地先	福釜町横山10番地先	
2042	住吉荒曾根線	住吉町荒曾根52番・52番1合併地先	住吉町荒曾根52番11地先	
3004	明治本町7号線	明治本町357番2地先	明治本町357番4地先	
3171	芦池新池2号線	高棚町芦池59番1地先	高棚町新池13番地先	
3172	高棚芦池8号線	高棚町芦池51番3地先	高棚町芦池133番地先	
3174	高棚新池1号線	高棚町新池173番地先	高棚町新池1番地先	
3176	新池郷線	高棚町新池100番1地先	高棚町郷54番1地先	
3178	新道茨池線	高棚町新道62番2地先	高棚町茨池185番1地先	
3180	高棚芦池10号線	高棚町芦池56番地先	高棚町芦池58番1地先	
3182	石亀中島線	高棚町石亀93番1地先	高棚町中島6番4地先	
3198	高棚芦池11号線	高棚町芦池89番地先	高棚町芦池96番地先	
3336	高棚芦池12号線	高棚町芦池96番地先	高棚町芦池99番1地先	
3337	高棚芦池13号線	高棚町芦池102番地先	高棚町芦池114番地先	
3338	国道23号側道101号線	高棚町芦池139番1地先	高棚町芦池144番1地先	
3339	国道23号側道201号線	高棚町芦池129番1地先	高棚町芦池138番地先	
3340	国道23号側道102号線	高棚町芦池144番1地先	高棚町芦池144番1地先	

3341	国道23号側道202号線	高棚町芦池129番1地先	高棚町芦池129番1地先	
3342	国道23号側道103号線	高棚町芦池148番1地先	高棚町芦池149番地先	
3343	国道23号側道203号線	高棚町芦池121番地先	高棚町芦池128番1地先	
3344	国道23号側道104号線	高棚町芦池149番地先	高棚町井池96番地先	
3345	国道23号側道204号線	高棚町井池181番2地先	高棚町芦池121番地先	
3346	国道23号側道105号線	高棚町井池96番地先	高棚町井池98番1地先	
3347	国道23号側道205号線	高棚町井池182番1地先	高棚町井池181番2地先	
4154	松原井杭山線	榎前町松原21番1地先	榎前町井杭山93番1地先	
4165	南梶庄司作線	和泉町南梶16番4地先	和泉町庄司作1番5地先	
4209	北梶南梶線	和泉町北梶43番3地先	和泉町南梶48番1地先	
4305	城ヶ入和泉線	城ヶ入町広見133番1地先	和泉町北大木4番15地先	
4306	城ヶ入団戸3号線	城ヶ入町団戸155番地先	城ヶ入町団戸153番地先	
4524	城ヶ入団戸2号線	城ヶ入町団戸163番地先	城ヶ入町団戸157番地先	
4526	北立出立出線	城ヶ入町北立出25番2地先	城ヶ入町立出43番1地先	
4607	城ヶ入立出2号線	城ヶ入町立出46番1地先	城ヶ入町立出55番2地先	
4725	和泉南梶3号線	和泉町南梶27番1地先	和泉町南梶44番1地先	
4726	和泉南梶4号線	和泉町南梶13番3地先	和泉町南梶48番1地先	
4727	国道23号側道106号線	高棚町小牧56番1地先	福釜町釜ヶ淵75番地先	
4728	国道23号側道206号線	福釜町下山4番地先	高棚町小牧51番1地先	
4729	国道23号側道107号線	福釜町釜ヶ淵75番地先	福釜町清水19番1地先	
4730	国道23号側道207号線	福釜町下山25番1地先	福釜町下山4番地先	
4731	国道23号側道108号線	福釜町野中48番1地先	榎前町井杭山243番5地先	
4732	国道23号側道208号線	榎前町西林1番5地先	福釜町下山26番1地先	
4733	国道23号側道109号線	榎前町井杭山247番4地先	榎前町井杭山243番5地先	
4734	国道23号側道209号線	榎前町西林47番1地先	榎前町西林48番1地先	
4735	国道23号側道110号線	榎前町東林35番1地先	和泉町中北23番1地先	
4736	国道23号側道210号線	和泉町中北23番2地先	榎前町東林3番1地先	
4737	国道23号側道111号線	和泉町中北19番1地先	和泉町中北17番2地先	
4738	国道23号側道211号線	和泉町中北49番1地先	和泉町中北35番1地先	
4739	国道23号側道112号線	和泉町中北17番2地先	城ヶ入町立出43番1地先	

4740	国道23号側道212号線	城ヶ入町立出29番1地先	和泉町中北49番1地先	
4741	国道23号側道113号線	城ヶ入町立出43番1地先	城ヶ入町立出35番2地先	
4742	国道23号側道213号線	城ヶ入町立出28番2地先	城ヶ入町立出29番1地先	
6004	藤井新切4号線	藤井町新切44番1地先	藤井町新切45番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、道路管理者の変更等に伴い、道路を市道として認定する必要があるため。



報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

## 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額     | 金202,070円   |
| 2 事故内容      |   |
| (1) 発生日時    | 令和4年6月7日 午前11時頃   |
| (2) 発生場所    | 安城市城ヶ入町地内   |
| (3) 経過      | 上記地内の市道において、狭あい道路の拡幅に係る後退用地を舗装するために職員が油圧ショベルにより碎石を敷きならしていたところ、碎石の一部が当該後退用地に隣接する相手方宅のフェンスに当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | フェンスの損傷   |
| 4 過失割合      | 安城市100パーセント 相手方0パーセント   |

令和5年1月24日専決

安城市長 神谷 学

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

## 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が関わった交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額     | 金 132,264 円  |
| 2 事故内容      |  |
| (1) 発生日時    | 令和4年11月23日 午後2時55分頃  |
| (2) 発生場所    | 安城市東明町地内   |
| (3) 経過      | 上記地内の市道において、公用車が信号機のない交差点を直進しようとしたところ、交差する市道から当該交差点に一時停止せずに進入した相手方車両と接触したものの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体前部の損傷  |
| 4 過失割合      | 安城市20パーセント 相手方80パーセント  |

令和5年2月7日専決

安城市長 神谷 学